

大切な家を空家にしないために 家の引継ぎ方を考えてみませんか？

人が住まなくなった家は、老朽化が進みます

人が住まなくなった家は傷みの進行が早く、老朽化すると危険な状態になります。そのような空き家を放置するとどうなるのでしょうか。



空き家を放っておくと、お金がかかる！？

また、空き家を放っておくと、かえってお金がかかる可能性もあります。



空き家にしないためにできること

空き家の多くは「相続」をきっかけとして発生しているため、次のことに取り組んでみましょう。



まずは、ご家族と一緒に今ある家をどうするか話し合いましょう。

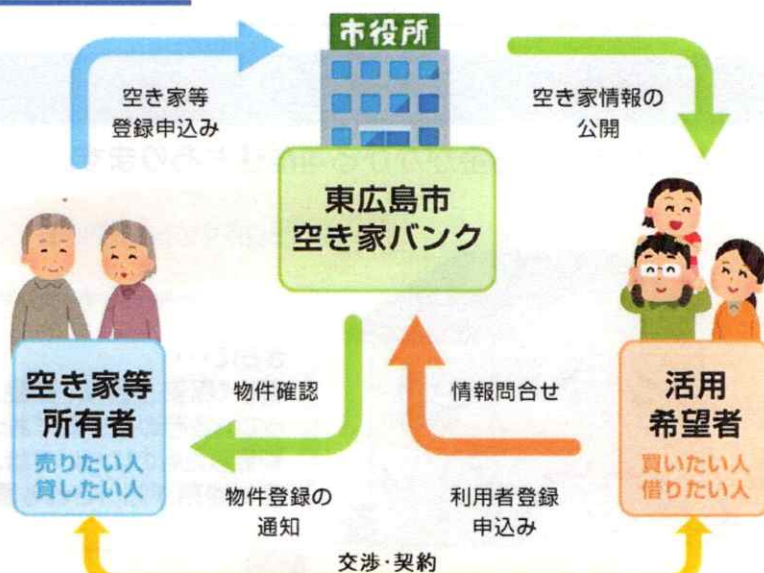
相続される予定の方に利用予定がない場合は、東広島市空き家バンク制度の活用をご検討ください。

空き家バンクで家も地域も元気に！！

現在お住まいの住宅を使用する予定がなくなった場合には、市が運営する「**東広島市空き家バンク制度**」の活用をご検討ください。

空き家バンクとは、「**売りたい・貸したい**」空き家の情報を、空き家を「**買いたい・借りたい**」方へ提供することで、空き家を資源として有効活用することを目的とした制度です。

空き家バンクイメージ図



空き家対策補助金

空き家の利活用・解体などに対して支援を行っています。

市空き家バンクへ物件を登録すると、下の表の「**リフォーム支援**」「**家財撤去支援**」「**登記支援**」の補助金 が利用できます。

事業名	対 象	補助率（限度額）
空き家リフォーム支援	居住を目的に、市空き家バンクから空き家を購入または賃借する人に、空き家のリフォーム経費を補助。	補助率 3分の1 限度額 50万円 (人口減少地域は30万円上乘せ)
空き家家財撤去支援	空き家の所有者、空き家を購入または賃借する人に、市空き家バンクへ登録・事前登録済みの空き家の家財撤去経費を補助。	補助率 1分の1 限度額 延べ床面積に応じて 100㎡未満 一律10万円 100㎡以上 最大15万円
空き家登記支援	市空き家バンクへ登録・事前登録済みの空き家の相続登記費用を補助。	補助率 3分の1 限度額 10万円
空き家活用支援	事業を実施する人に、空き家を地域活性化の拠点にするための取得・改修経費を補助。	補助率 3分の2 限度額 300万円
老朽危険空家住宅等解体・除却支援	空き家の所有者・法定相続人・所有者から同意を得た人が対象。不良度判定基準100点以上の空き家の解体・除却費を補助。	補助率 3分の1 限度額 50万円

安芸津町は全域
上乘せ対象

詳しくは、**東広島市住宅課**までご相談ください。

☎ 082-420-0946